

岩沼市民図書館資料収集方針

(目的)

第1条

この方針は岩沼市民図書館の適切な運営にあたって、資料の収集に関して必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条

- 1 図書館法に基づき、すべての市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とし図書やその他の資料を収集する。
- 2 収集にあたっては市民の要望や地域社会の状況を反映させた蔵書構成を目指す。
- 3 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれず公平に収集し収集した資料がどのような主義主張を持っていたとしても、図書館員がそれを支持するものではない。また職員の個人的な好みや関心で資料の選択はしない。

(資料の収集方法)

第3条

資料の収集は、購入の他に寄贈を活用する。

(収集する資料の種類)

第4条

1. 一般図書
2. 児童書
3. 青少年図書
4. 逐次刊行物
5. 視聴覚資料
6. 郷土資料・行政資料
7. 図書館利用に障がいのある人のための資料
8. その他、図書館の運営上必要と判断された資料

附則

この収集方針は令和3年4月1日から施行する。